

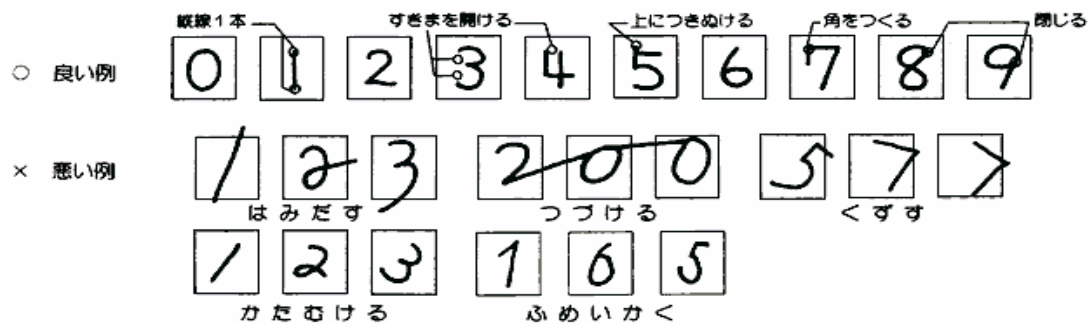
移出数量明細書の記載要領

- この明細書は、会計年度（4月から翌年3月）中の合計数量について記載し、酒類の製成及び移出の数量等申告書(GJ5011)に添付してください。
- 2枚複写となっていますので、1枚目の「提出用」を所轄税務署長へ提出してください（コピー等ではなく、所定の用紙で提出してください。）。

なお、この書類は機械で読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマス目の中に丁寧に記載してください。

また、穴を空けて綴じたり、汚したり折り曲げたりしないでください。

【記載例】



(注) それぞれの欄のマスの数より桁数が多くなる場合は、マスを無視し、それぞれの欄の中に収まるように記載してください。

- 標題の「□□/□□」欄には、頁数及び総頁数を記載してください。

(例) 総頁数が3頁で1頁目の場合……□ 1 / □ 3 又は 0 1 / 0 3

- 「区分①」欄には、次のいずれかのコードを記載してください。

- 酒類の品目別及びアルコール分別等ごとに記載する場合 ……「1」（明細）
- (1)の合計を記載する場合 ……「2」（合計）

- 「酒類の品目別及びアルコール分別等②」欄には、「酒類の品目別及びアルコール分別等のコード表」の区分により、酒類コードを記載してください。ただし、「区分」欄が2の場合は、特に記載する必要はありません。

- 酒類販売業者から移入し再移出した酒類又は戻入れた酒類については、移出先又は戻入れ先の酒類販売業者の業態により「課税移出数量」のそれぞれ該当する欄からその数量を差し引いて記載してください。

- 「酒類製造者の支店等に移出した数量④」欄には、酒類卸売業の免許を有する自己の支店、出張所等に移出した数量を含めて記載してください。

- 「酒類小売業者に移出した数量⑥」欄には、酒類小売業免許を有する自己の小売販売場に移出した数量を含めて記載してください。

- 「消費者に移出した数量⑦」欄には、自家用として移出した数量を含めて記載してください。

- この明細書に記載する数量は実数量とし、単位はリットル位で記載してください。なお、単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してください。

- 「整理番号」欄は記載しないでください。